

平成25年(ワ)第220号 損害賠償請求事件

直送済

原告 酒井弘 外570名

被告 東京電力株式会社 外1名

答 弁 書

平成26年7月16日

福島地方裁判所いわき支部 民事部 御中

被告東京電力株式会社訴訟代理人弁護士

棚 村 友 博



同

田 中 秀 幸



同

中 川 明 子



同

安 井



同

永 岡 秀 一



同

青 木 翔 太 郎



同

長 井 沙 希



同

瀧 澤 輝



〒100-8560 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
 被 告 東京電力株式会社
 上記代表者代表執行役 廣 瀬 直 己

〒100-0005 東京都千代田区丸の内二丁目2番2号丸の内三井ビル
 シテューワ法律事務所（送達場所）
 電 話 03-6212-5500
 F A X 03-6212-5700
 被告東京電力株式会社
 訴訟代理人弁護士 棚 村 友 博
 同 田 中 秀 幸
 同 中 川 明 子
 同 安 井 綾
 同 永 岡 秀 一
 (連絡担当) 同 青 木 翔 太 郎
 同 長 井 沙 希
 同 瀧 澤 輝

第1 請求の趣旨（ただし、平成26年5月19日付け訴状補正書により訂正後のもの）に対する答弁

1 本案前の答弁

請求の趣旨第2項（2）、第3項及び第4項（2）の訴えのうち、原告らの被告東京電力株式会社に対する訴えを却下する。

2 請求の趣旨第2項（2）、第3項及び第4項（2）を除く本案の答弁

原告らの被告東京電力株式会社に対する請求をいずれも棄却する。

3 訴訟費用について

訴訟費用は原告らの負担とする。

第2 本案前の答弁の理由

平成25年(ワ)第46号損害賠償請求事件に係る被告東京電力株式会社の平成25年9月5日付け答弁書(以下「第一事件答弁書」という。)の第2(3頁ないし4頁)における主張を援用する。

第3 請求原因(平成26年5月19日付け訴状補正書により訂正後のもの)に対する認否及び反論

第一事件答弁書の第3(4頁ないし41頁)における認否及び反論を援用する。

第4 本件訴訟の請求根拠について

第一事件答弁書の第4(41頁ないし42頁)における主張を援用する。

以上